

平成30年度版

初任者研修 「スタートアップ・プラン」 指導者用手引



平成30年3月

岐阜県教育委員会

はじめに

グローバル化や情報化、少子高齢化といった社会の急激な変化に伴い、学校教育においては、社会から求められる人材像の変化への対応、新たに出現した教育課題への対応等が喫緊の課題となっている。教員が身に付けるべき資質については、こうした変化を踏まえて考えていく必要がある。新たな学びを展開できる実践的指導力、複雑かつ多様な新たな課題に対する幅広い視野に立った柔軟な対応力、同僚と協同して組織的に課題を解決していくマネジメント力、保護者や地域の方との連携を円滑に行うためのコミュニケーション力等が、教員にとって一層必要になってくると考えられる。

また、大量退職・大量採用の影響により経験の浅い教員が増加する中、教育課程・授業方法の改革への対応を図るため、教員の資質向上に係る新たな体制を構築することが求められ、教育公務員特例法の一部が改正された。

こうした状況を踏まえ、岐阜県教育委員会では、教員の職責、経験及び適性に応じてその資質の向上を図るための必要な指標を定めるとともに、指標を踏まえた教員研修計画の見直しを図った。具体的には、初任者研修の内容等の見直しとともに、「基礎形成期」の出口で求められる力が身に付けられるよう、管理職との面談を通して、自己の課題を明確にし、その解決を図ることができる研修となるよう、研修内容及び方法の見直しを行った。

こうした研修体系の構築には、若手教員である数年間のうちに教員としての基礎を育むという大きな願いが込められている。かけがえのない児童生徒の未来を切り拓くため、教育の専門職として、教科等の指導に関する専門的知識や高い指導技術はもちろんのこと、深い人間理解と教育的愛情をもち、児童生徒、保護者、地域の方々から信頼される教員を育成することを目指しているのである。

その中でも、初任者研修は、教員として成長する上で大切な時期である1年目に「実践的な指導力と使命感を養い、幅広い知見を身に付ける」ことを目的として実施される重要な研修である。初任者が目の前の児童生徒の姿を通し、「同僚の温かくも厳しい指導で成長できた」「児童生徒を肯定的に受け止めることの大切さが分かってきた」と実感できたとしたら、大きな成果であろう。

しかし、現行の初任者研修については課題もある。その1つが、小学校の初任者は大半が学級担任であり、特に大学から直接採用された教員（以下、「新規学卒初任者」）の精神的な重圧は極めて大きいことである。

岐阜県教育委員会では、その改善を目指して、小学校新規学卒初任者を対象（対象は一部）とした初任者研修の新規システム「スタートアップ・プラン」を平成26年度に立ち上げた。過去4年間の検証では、質の高い授業実践への自信がもてたり、人間関係を充実させたりするなどの成果が得られた。また、3年目を迎えた「スタートアップ・プラン」対象者は、教科指導、学級経営、事務処理に関して通常の初任者研修対象者よりも自信をもって行っていることもわかっている。そのため、昨年度より「スタートアップ・プラン」校外研修受講対象者を「若あゆプラン」として若手教員へもその対象を広げた。さらに、今年度から、同一校に「スタートアップ・プラン」研修対象者を2名配置し、その成果の還元対象者を増やしていくこととした。本研修を通して、「基礎形成期」の入り口である初任者一人一人が基礎的な指導力を身に付け、教職の喜びを味わうことができるよう各配置校での取組を期待する。

岐阜県教育委員会
教育研修課長

1 「スタートアップ・プラン」の概要

- (1) 「スタートアップ・プラン」研修対象者（以下SUP研修対象者）は、小学校初任者のうち新規学卒者とし、1校につき2名配置（H30度は10校20名）とする。
- (2) SUP研修対象者は、力量があり指導力に優れた若手育成教諭等の指導を受け、岐阜県「教員のキャリアステージ」における資質の向上に関する指標（以下育成指標）にある基礎形成期で求められている力（学習指導，生徒指導，経営・分掌）の基礎を身に付ける。
- (3) SUP研修対象者は、管理職等の面談を通して、段階的に授業実践に重点を置いた研修へと移行し、担任として必要な指導力の基礎を身に付ける。
- (4) SUP研修対象者は、スタートアップ・プラン校外研修（以下SUP校外研修）として、総合教育センター研修，スペシャリスト実地研修を受講する。（次ページ『3 「スタートアップ・プラン」の具体』参照）

2 「スタートアップ・プラン」のねらい

- (1) 理論に裏打ちされた校外内における優れた授業等の「観察」，授業参観等を踏まえた授業の「実践」，ゆとりをもって「観察」と「実践」を振り返る「省察」を通して，育成指標にある基礎形成期で求められている力（学習指導，生徒指導，経営・分掌）の基礎を身に付ける。
- (2) 育成指標をもとに教育機関（県教育委員会，市町村（組合）教育委員会，配置校）総ぐるみの初任者及び若手教員育成体制を構築する。

<期待できる具体的な効果の例>

関係 学校	<ul style="list-style-type: none"> ・配置校の校長は，初任者を育成するための校内指導体制を工夫することが可能になり，校内の全職員に対して，初任者育成に関わる意識を高めたり，指導力の向上を図ったりすることができる。 ・配置校の校長は，学校組織をマネジメントしていく過程において，意図的に1学級に2名の教員を，年度当初配置することができる。 ・配置校の校長は，SUP研修対象者が受講する授業等の「観察」・「実践」・「省察」する各研修時間をマネジメントすることができるため，SUP研修対象者の実態に応じた初任者育成をすることができる。 ・配置校の校長は，再任用教諭の配置という人員の増加を踏まえ，特色ある教育活動を一層推進できる。 ・育成指標における「資質向上期」「資質充実期」にあたる若手育成教諭・スペシャリスト等の意識向上につながる。
SUP 研修 対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・「観察」「実践」だけでなく，それらを「省察」する時間の確保により，よりよい教科指導・学級等を創り上げようとするすることができる。 ・SUP研修対象者だけでなく若手育成教諭をはじめとする複数教員による教科経営等やSUP研修対象者の持ち時間数にゆとりをもたせることにより，精神的な重圧が軽減され，年度当初に余裕をもって勤務を開始できる。 ・複数の教員が指導に入ることにより，単元，題材によっては少人数やTTでの指導形態をとったり，教科によって担当を決めたりするなど，さまざまな指導形態を経験す

SUP 研修 対象者	<p>ることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理職との面談を通して、段階的に授業実践の機会を増やし、指導力を身に付けさせることができる。 ・若手育成教諭等から、教材研究の仕方、授業の進め方、行事への取り組み方、学級組織の作り方、通信の作成の仕方、通知表や会計に関する事務処理の仕方等、多岐にわたって実践的に学ぶことができる。 ・若手育成教諭等がいるため、安心して校外の研修に参加できる。 ・担任としての1年間の見通しがもてたり、発達段階を踏まえた課題（1年生4月の学級づくりの指導、6年生3月の中学生への橋渡しの指導等）について学んだりできる。
若手 教員	<ul style="list-style-type: none"> ・スペシャリスト実地研修を「若あゆプラン」として位置付けることにより、若手教員の主体的・実践的な研修機会を生みだし、育成指標における「基礎形成期」で求められている姿へ近づくことができる。 <p>※若手教員：通常の初任者研修受講者、2年目教員、3年目教員、講師</p>
児童	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の教員が関わることにより、教員が児童を多面的に理解できるため、児童はより個に応じた支援、指導を受けることができる。

3 「スタートアップ・プラン」の具体

(1) 通常の初任者研修と「スタートアップ・プラン」方式の研修内容

	研修名	主な研修内容	研修場所	指導者	備考
SUP 校外 研修	総合教育 センター研修 【金曜日固定】	・教科指導 等	・総合教育センター	・指導主事等	・4月～2月 7回
	スペシャリスト 実地研修 【校外研修のない火・ 金曜日が望ましい】	・教科指導 等	・スペシャリス トの勤務校 ・配置校	・スペシャリス ト 等	・半日又は全日 ・合計7回程度
初 任 者 研 修	A校内研修	・教科指導 ・学級経営 ・児童理解 等	・配置校	・校内指導教員 ・管理職 等	・年間 150時間 以上実施
	B校外研修 【火曜日固定】	・服務 ・教科指導 ・地域理解	・総合教育センター ・教育事務所 ・市町村教委	・指導主事等	・校外研修 15日間

- ・「A校内研修」及び火曜日に実施する「B校外研修」15日間〔教育研修課主催の研修6日（宿泊研修を含む）、教育事務所主催の研修7日、市町村（組合）教育委員会主催の研修2日〕は、「スタートアップ・プラン」対象以外の初任者と同じく研修を受ける。

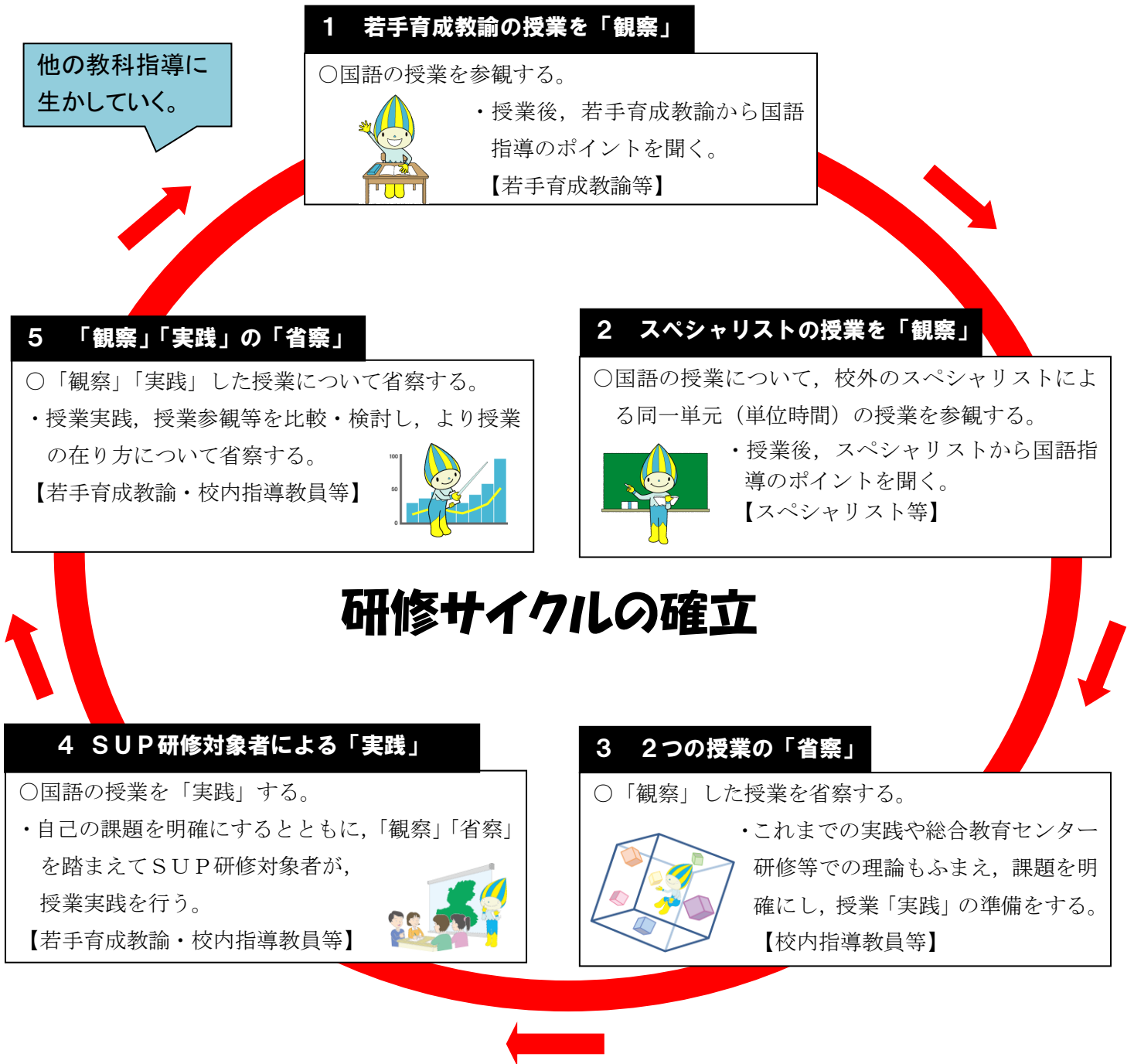
(2) 「観察」「実践」「省察」サイクルを大切にした研修の具体例

【年度当初】

- ・授業や学級経営等の指導方法に関わる「観察」に重点を置き、SUP研修対象者自身が担当する授業等の「実践」を踏まえ、それらを十分に「省察」する時間を通して、研修を進める。

【年度途中から年度末】

- ・管理職との面談を通して、段階的に授業等の「実践」機会を増やし、さらなる指導力を身に付けさせることができる。



4 「スタートアップ・プラン」の指導計画立案

(1) 作成に当たっての留意事項

- ① 平成30年度初任者研修の手引（指導者用）に示した年間研修計画の「校内研修の内容と時数の事例」と本資料を参考にし、初任者一人一人の実態及び、各学校の実情に応じた年間指導計画を作成する。
- ② 通常初任研校外学習が実施される火曜日（12日間）、SUP校外研修が実施される金曜日（14日間）に、校外へ出られる環境をつくる。
- ③ 管理職等との面談を通して年度末へ向けて段階的に21時間持てるように配慮する。
- ④ スペシャリスト実地研修については、教育事務所や市町村（組合）教育委員会と連携を図り、合計7回程度となるように計画する。また、受講した研修については、校内研修150時間の一部として振り替えることも可能である。
- ⑤ 週時程に位置付く研修（示、研、授、般）5時間を計画する。ただし、示については、授業等を「観察」する十分な時間確保をしているため、週時程には位置付けないなど柔軟に対応することもできる。

＜週時程に位置付く研修計画（例）＞

SUP対象教員A（村田 庄司）						校内指導教員（山田 章）						SUP対象教員B（伊藤 純）						指導教員：非常勤（高村 京）					
3年1組 副担任						教務主任						3年2組 担任						非常勤指導教員					
	月	火	水	木	金		月	火	水	木	金		月	火	水	木	金		月	火	水	木	金
1	研A ①		⑥	⑧		1	研A					1	①	④				1					
2	②					2						2	②	⑤		研B ⑩		2				研B	
3	③		⑦	⑨		3						3		⑥		⑪		3					
4	④					4						4	③		⑧			4					
5	⑤			⑩		5						5		⑦	⑨	授B		5				授B	
6	授A		般A	般A		6	授A		般AB			6			般B	般B	⑫	6				般AB	

原則として「若手育成教諭（3年1組担任）」とは別の教員を校内指導教員とすること

3年1組時間割						3年2組時間割					
	月	火	水	木	金		月	火	水	木	金
1	国語 SUP	社会 若手育成教諭	国語 SUP	国語 SUP	理科 若手育成教諭	1	国語 初任者B	国語 初任者B	音楽 若手育成教諭	算数 若手育成教諭	図工 (出張授業：教頭等)
2	国語 SUP	理科 若手育成教諭	算数 若手育成教諭	体育 若手育成教諭	算数 若手育成教諭	2	国語 初任者B	国語 初任者B	社会 非常勤講師	国語 初任者B	図工/音楽 (出張授業：教頭等)
3	算数 SUP	算数 若手育成教諭	国語 SUP	算数 SUP	書写 若手育成教諭	3	算数 若手育成教諭	理科 初任者B	算数 若手育成教諭	学活 初任者B	体育 (出張授業：教頭等)
4	道徳 SUP	音楽 若手育成教諭	社会 若手育成教諭	学活 若手育成教諭	音楽/理科 若手育成教諭	4	総合/外国語 初任者B	体育 (出張授業：教頭等)	国語 初任者B	社会 非常勤講師	国語・書写 (出張授業：教頭等)
5	総合/外国語 SUP	体育 若手育成教諭	体育 若手育成教諭	国語 SUP	音楽/図工 若手育成教諭	5	算数 若手育成教諭	総合 初任者B	道徳 初任者B	算数 若手育成教諭	理科/音楽 初任者B/出張
6		総合 若手育成教諭			図工 若手育成教諭	6			体育 (出張授業：教頭等)		理科 初任者B

- ⑥ SUP校外研修（総合教育センター研修・スペシャリスト実地研修）は、別に配布する「SUP様式5 平成30年度 研修記録カード【スタートアップ・プラン用】」へ研修内容を記載する。
- ⑦ スペシャリスト実地研修の計画立案については、SUP配置校を管轄する市町村（組合）教

育委員会、教育事務所と連携をとりながら、スペシャリスト及び研修日時等を決めていく。なお、平成29年度末にはおおむね日時が決定している通常初任者が受講する校外研修（火曜日）及びSUP校外研修である総合教育センター研修（金曜日）以外の火曜日・金曜日に研修日を設定することが望ましい。

（2）校内体制

- ① 配置校の校長は、「スタートアップ・プラン」のねらいや内容についてSUP研修対象者や校内の職員に説明するとともに、メンター制を組むなどSUP研修対象者を育成するための校内の指導体制を工夫する。
- ② 校外での研修が多くなることを踏まえ、SUP研修対象者の校務分掌は負担過重とならないよう配慮する。

5 「スタートアップ・プラン」配置校連携協議会

- ① **ねらい**：これまでに得られた成果（質の高い授業の実践，人間関係の構築，仕事と健康の両立）について確認したり，若手育成の在り方について協議したりして，よりよい初任者及び若手教員への指導の在り方を明らかにする。
- ② **主催**：SUP配置校を管轄する教育事務所
- ③ **開催時期**：原則10月～2月とする。回数は各教育事務所が定めた回数とする。なお，実施日は，平成30年5月31日（木）までに，教育研修課，教育事務所，SUP配置校が協議の上，決定する。

・「スタートアップ・プラン」配置校連携協議会 実施内容（例）

（1）実施のねらい

- ・平成28年度から平成30年度に配置されたSUP研修対象者の現状交流を通して，これまでに得られた成果（質の高い授業の実践，人間関係の構築，仕事と健康の両立）について確認したり，若手育成の在り方について協議したりして，よりよい初任者及び若手教員への指導の在り方を明らかにする。

（2）協議内容

- ① 校内の若手教員育成の在り方について（研修サイクルの確立，メンターチームの導入等）
- ② 新「スタートアップ・プラン」の研修システムについて
- ③ 基礎形成期における初任者研修，スタートアップ・プランの在り方について
※①～③について，各教育事務所，市町村（組合）教育委員会，配置校から意見を伺う。

（3）開催時期

- ・原則10月～2月に実施する。回数は各教育事務所が定めた回数とする。
※実施日は，教育研修課，教育事務所，SUP配置校が協議の上，決定する。

（4）主な日程

- ① 授業参観 ② 協議会（※各教育事務所でも内容を決めるため授業参観がない場合もある）
※平成28年度から平成30年度に配置されたSUP研修対象者が授業を公開する。指導案は，略案でよい。

(5) 会場

- ・各教育事務所
- ・平成28年度から平成30年度にSUP研修対象者が配置された学校

(6) 参加者

- ・大学教授
- ・岐阜県教育委員会 教育研修課, 教職員課
- ・各教育事務所担当者
- ・市町村(組合)教育委員会担当者
- ・配置校管理職(「スタートアップ・プラン」の配置校1年目～3年目)
- ・保護者(SUPセンター校の保護者)

(7) 持参資料

- ・教育事務所から指定されたもの

6 提出文書

番号※1	提出物	教育研修課への提出方法及び期限
1	「スタートアップ・プラン」配置校連携協議会要項	電子媒体で平成30年5月31日までに提出
2	(SUP様式1)スペシャリスト実地研修 実施計画書	電子媒体で平成30年5月14日までに提出
3	(SUP様式2)スペシャリスト実地研修 実施報告書	電子媒体で平成31年3月22日までに提出
4	(SUP様式3)平成30年度「スタートアップ・プラン」実践報告	電子媒体でスタートアップ・プラン配置校連携協議会3日前までに提出
5	(SUP様式4)平成30年度 T1の授業時数	電子媒体で平成30年9月28日及び平成31年2月7日の2回提出
6	(SUP様式5)平成30年度 研修記録カード【スタートアップ・プラン用】の写し	写しを平成31年3月22日までに提出
7	(様式6)研修・指導の記録の写し	写しを平成31年3月22日までに提出
8	(資料)自己評価票(3年間で目指す教師像)の写し	写しをSUP1年目は,平成30年9月28日と平成31年2月7日の2回, SUP2年目及び3年目は,平成31年2月7日の1回提出※2

※1:「番号1」は各教育事務所で作成,提出をお願いします。他は配置校で作成し,市町村教育委員会,教育事務所を通じて教育研修課へ提出をお願いします。

※2:年度末の提出の正式版は,平成31年3月22日に提出をしていただきます。2月7日に提出していただくものは,その時点での自己評価の提出をお願いします。

7 研修で活用することができる資料等

【資料のダウンロード先】 岐阜県総合教育センターHP →「関係資料を読む」

<指導参考資料>

【教科指導】

- ・教科等のページ（各教科）
- ・子どもの目線に立つ2017（H29.12 岐阜県教育委員会学校支援課）

【給食指導】

- ・食に関する指導「学校給食」（参考資料リンク集）

【生徒指導】

「いじめ防止これだけは！」（H24.9 岐阜県教育委員会）

- ・いじめの未然防止，早期発見・早期対応のリーフレット 教職員の心構え，学校の取組，対応の心得，兆候のチェックポイント等，すぐに実践に生かせる内容

「不登校対策の手引き 心のキャッチボール」【三訂版】（H19.3 岐阜県教育委員会）

「ほほえみと感動のある学校をめざして」【三訂版】（H24.3 岐阜県教育委員会）

- ・いじめの問題の基本的な理解 ・いじめの問題の具体的な取組 ・いじめの問題の事例

【学級経営】

「一人一人を大切にしたい『学級経営』実践の手引き」（H24.3 岐阜県教育委員会）

「楽しく豊かな学級・学校生活をつくる特別活動（小学校編）」（教員向けリーフレット）

（H25.7 国立教育政策研究所）

「学級・学校文化を創る特別活動（中学校編）」（教員向けリーフレット）

（H26.3 国立教育政策研究所）

【特別支援教育】

「新 子どもかがやきプラン」（H29.3 岐阜県教育委員会）

「特別支援学級・通級指導教室担当者のための手引 特別支援学級編」（H27.3 岐阜県教育委員会）

【キャリア教育】

「キャリア教育実践事例」（岐阜県教育委員会）

- ・小学校におけるキャリア教育の在り方について ・各教科の実践事例

【主権者教育】

- ・「主権者教育」の推進 岐阜県版 指導の手引き （H28.3 岐阜県教育委員会発行）

8 「スタートアップ・プラン」に関するQ&A

スタートアップ・プラン全般について

Q1 昨年度までの「スタートアップ・プラン」との違いは何か。

A1 同一校にSUP研修対象者が2名配置されることと年度当初から授業を担当することです。過去4年間の検証結果から得られたSUPの成果をもう一人の初任者へも還元していきます。一方、課題となっていた他の初任者と比較したときの本人の出遅れ感を軽減するために、年度当初から担当する学級の授業を年間通してもつなどその改善を図っていきます。なお、SUP研修対象者（A）は副担任として、SUP研修対象者（B）は担任としてスタートします。

Q2 「スタートアップ・プラン」による研修の期間はいつまでか。

A2 1年間です。なお、SUP校外研修として開設する「スペシャリスト実地研修、センター研修」ともに、SUP研修対象者は、校内研修としてカウントすることも可能です。

Q3 SUP研修対象者である初任者の週当たりの持ち時間数は決まっているのか。

A3 年度末までに最大21時間となっています。「スタートアップ・プラン」のねらいにもあるようにゆとりをもって「観察」と「実践」を振り返る「省察」の時間を大切にしていきたいことから、年度当初、週当たりの持ち時間数は、SUP研修対象者の負担にならない程度になるよう配慮をお願いします。また、年度末に向け、管理職との面談を通して、段階的に「観察」する時間を減らすとともに、授業「実践」の機会を増やすなど、SUP研修対象者の実態に応じた管理職のマネジメントをお願いします。

Q4 現行の初任者研修では、校内研修150時間以上、校外研修15日となっているが、「スタートアップ・プラン」の対象者の場合、時間数等に特別な決まりはあるか。

A4 特別な決まりはありません。他の初任者と同じく校内研修150時間以上、校外研修15日（教育研修課主催の研修6日〈宿泊研修を含む〉、教育事務所主催の研修7日、市町村（組合）教育委員会主催の研修2日）の研修を受けます。

Q5 「スタートアップ・プラン」に関わる研修計画と報告はどのように行えばよいか。

A5 通常の初任者研修と同じものを提出してください。スペシャリスト実地研修についてのみ研修計画（SUP様式1）を作成してください。それらを、市町村（組合）教育委員会へ3部（原本＋写し2部）提出してください。市町村（組合）教育委員会は、その内の2部を教育事務所へ提出してください。教育事務所は、その内1部を教育研修課へ提出します。報告書（SUP様式2）についても、同様をお願いします。

Q6 配置校での校務分掌の位置付けはどのようにすればよいか。

A6 校外での研修が多く位置付けられることを踏まえ、初任者の校務分掌は負担過重とならぬよう配慮をお願いします。

Q7 初任者が他学級のT2に入ることは「可」か。

A7 可能です。各学校の実情や初任者の実態に応じて、初任者が他の学級のT2に入ることで、さらなる研修の機会となる場合には、他学級での指導を行うことができるように配慮してください。

Q8 若手育成教諭の選出について配慮する点はあるか。

A8 校内で最も指導力があり、子どもへの指導・援助について自らの姿で範を示すことができ、SUP研修対象者が気軽に相談できる教諭を選出してください。

Q9 SUP研修対象者(A)(B)に対し、それぞれ校内指導教員を選出する必要があるか。

A9 あります。ただし、校内指導教員は、原則、若手育成教諭以外の教員にしてください。また、SUP研修対象者(B)に対し、非常勤講師の指導教員が配属されることもあります。その場合は、この教員を校内指導教員としてください。なお、この校内指導教員はSUP研修対象者(A)だけの指導に入ることはできません。(SUP研修対象者(B)と(A)を同じ時間に指導することはできます。)

Q10 担当する学級以外の授業を参観し、その教諭から指導を受けることは「可」か。

A10 担当する学級で研修することを基本としますが、校内の他の教諭の授業を参観したり、指導を受けたりすることが効果的である場合は、所属学級を離れて研修することも「可」とします。

Q11 どの学年にSUP研修対象者を配置すればよいか。

A11 どの学年でもよいです。2名のSUP研修対象者を同一学年へ配置することも可能です。



スペシャリスト実地研修について

- Q 1 スペシャリスト実地研修の具体的な研修日程、内容及び方法について留意する点はあるか。
- A 1 原則小学校の教科等の研修に重点を置いてください。総合教育センター研修や授業実践との連携を図りたいと考えています。同日に国語と算数の授業を公開していただくなど日常的な教科指導を公開してください。
- Q 2 SUP研修者が終日研修する場合、朝の会や帰りの会、給食や掃除はどのようにすればよいか(給食費は?更衣室は?)。
- A 2 学校の実情に応じて、可能な限り、朝の会、帰りの会、給食、掃除は、学級を決めていただきSUP研修対象者(場合によっては若あゆプラン研修希望者)も参加させてください。若手育成教諭の学級でなくともよいです。また、研修者を一人ずつ複数の学級に配置いただいても結構です。給食費は当日現金で初任者が支払います。食数の変更は担当者の方でお願いします。更衣室については、研修者が利用できる場所があれば御配慮いただけると有難いです。
- Q 3 管内の指導力に優れた実践者(スペシャリスト)は、誰が選定し、誰が依頼すればよいか。
- A 3 スペシャリストは、配置校の校長先生が、教育事務所及び市町村(組合)教育委員会とよく連携し、原則、配置校校長先生が選定・決定してください。また、SUPに関係する校長先生同士が連絡を取り合い、実務的なことは各校の担当者間で連絡調整してください。各教育事務所及び市町村(組合)教育委員会は、管内の協力体制をつくってください。
- Q 4 研修に行く学校はどこでもよいか。同一市町村に限るか。
- A 4 基本的には、同一市町村としますが、実践者の関係で近隣の市町村に行くことも可とします。その際には、市町村(組合)教育委員会同士でよく連絡を取り合うとともに、教育研修課に報告してください。
- Q 5 研修する学校までの旅費はどうなるか。
- A 5 通常の初任者研修と同様に、人当旅費での対応になります。
- Q 6 具体的な研修内容は、誰が計画し、誰の責任で行うか。
- A 6 校内指導教員がスペシャリストと連携しながら具体的な研修を計画してください。それを校長先生に見ていただき、校長先生の決裁を受けて研修を行います。
- Q 7 研修・指導の記録は、どのようにすればよいか。
- A 7 通常の初任者研修と同じように「様式6」に記録します。「様式6」は、年度末に各教育事務所

に提出していただきます。また、研修で使用した資料や記録は、ポートフォリオによりまとめていきます。本年度から、スペシャリスト実地研修及びセンター研修で受講した研修については、校内研修150時間の一部として振り替えることも可能です。 ※詳しくは、平成30年4月20日(金)に実施する総合教育センター研修の第1回において、SUP研修対象者に説明します。

Q8 スペシャリスト実地研修は9月までに終えなければならないのか。

A8 終える必要はありません。「観察」「省察」「実践」のサイクルを大切にいただき、年間を通して位置付けてもよいです。

Q9 スペシャリスト実地研修を実施する曜日は固定されているのか。また、校外研修のない火曜日にスペシャリスト実地研修を実施してもよいか。

A9 通常初任者が受講する校外研修(火曜日)及びSUP校外研修である総合教育センター研修(金曜日)以外の火曜日・金曜日に研修日を設定することが望ましいですが、スペシャリストの所属校の都合や校内行事等を踏まえて日時を決定してください。なお、平成30年6月1日(金)から平成31年2月28日(木)までに行ってください。

Q10 スペシャリスト実地研修の計画書はいつまでに作成すればよいですか。

A10 原則、平成30年5月14日(月)までをお願いします。昨年度より、「若あゆプラン」として、希望する若手教員もスペシャリスト実地研修へ参加できるようにしました。初任者研修の校内研修のカウントもできるため、計画書(報告書)にスペシャリスト実地研修を位置付けていただくようお願いをしています。学校から市町村(組合)教育委員会への提出日が平成30年5月下旬から6月上旬であるため、その前に関係学校へスペシャリスト実地研修に関わる日時、教科等を伝えたいと考えています。

